

お知らせ(3病棟)

1. 入院に関する事項について

当病棟は、厚生労働大臣が定める基準による 精神療養病棟入院料の届け出しています。1日に6人以上の看護職員(看護師、准看護師)及び、1日6人以上の看護補助者が勤務しております。

- ・ 朝8時30分 ~ 夕方16時30分(日勤時間帯)まで看護職員1人当たりの受け持ち人数は15人以内です。看護補助者1人当たり受け持ち数は、15人以内です。
- ・ 夕方16時30分 ~ 朝8時30分まで、看護職員1人当たり30人以内です。看護補助者1人当たり受け持ち数は、30人以内です。

2. 看護(付添看護)に関する事項について

当院は基準看護を行う保険医療機関であり、『入院患者の方のご負担による付添看護』は行っておりません。

3. 入院食事療養について

当病棟の食事療養は管理栄養士によって管理され、適時・適温(夕食については、18時以降)の食事提供を行っています。

4. 入院時寝具について

当病棟の寝具については、週1回の消毒、洗濯を行い、清潔な寝具を貸与しております。

5. 保険外負担について

当病棟では一部負担金その他、健康保険法の療養に該当しない保険外負担の料金について、使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

令和 6年 6月 1日

院長